

可児市難聴高齢者補聴器購入費助成事業について

【医療機関のみなさまへ】

令和8年4月1日より、可児市では中等度難聴者を対象に補聴器購入費の一部を助成します。本事業は、身体障害者手帳（70dB以上）の対象に至らない中等度難聴高齢者の社会参加を支援するものです。

助成を希望する方には、医師が発行した補聴器の必要性を認める「医師の意見書」を市に提出してもらいます。

貴院を受診された患者様が助成を希望される場合、聴力検査を実施いただき、基準に該当する場合は「可児市難聴高齢者補聴器購入費助成に係る医師意見書（様式第2号）」の発行をお願いいたします。

■助成対象者の基準（以下のすべてに該当する方）

- ① 可児市にお住まいの65歳以上の方
- ② 住民税非課税世帯の方
- ③ 中等度難聴の方
（両耳がそれぞれ40dB以上で、身体障害者手帳の対象外の方）
- ④ 労働者災害補償保険法等の補聴器購入助成の対象とならない方
- ⑤ 可児市内の補聴器販売店にて「補聴器」を購入される方
- ⑥ 市税の滞納がない方

■ 手続き上の注意点

事後申請は不可：患者様が「購入済み」の場合、助成は受けられません。

意見書の有効期限：作成日より3か月以内のものが有効です。

■ 問い合わせ先

可児市役所 高齢福祉課

電話：0574-62-1111（代表）

<申請の流れは裏面をご覧ください>

【申請の流れ】

① 相談：高齢福祉課へ

申請をする者（以下「申請者」という。）は高齢福祉課にて「申請書」「医師の意見書」を受け取ります。

※様式はホームページからもダウンロードできます。



② 受診：耳鼻咽喉科へ

申請者は医師の診察を受け、市指定の様式で「医師の意見書」を作成してもらいます。

※身体障害者手帳による補聴器等の助成は必要書類が異なりますので、福祉支援課にご相談ください。

③ 相談：市内補聴器販売店へ

申請者は市内販売店で相談し、補聴器の「見積書」をもらってください。

④ 申請：市役所 高齢福祉課へ

申請者は「申請書」「見積書（写し）」「医師の意見書」を提出します。



⑤ 決定：市から通知が届く

審査後、ご自宅に結果の通知が届きます。



⑥ 購入：市内販売店で支払い

申請者は助成決定通知書が届いたら市内販売店で補聴器を購入し、「領収書」を受け取ります。

⑦ 請求：市役所へ

申請者が「請求書」「領収書（写し）」を添えて助成金を請求すると、指定の口座に振り込まれます。

⚠ 注意事項

- 必ず「購入する前」に申請してください。すでに購入したものは対象外です。
- 医療機関の受診料、医師意見書の発行料は自己負担です。
- 集音器は本事業の対象外です。
- 医師意見書は申請日の3か月前までに作成されたものを提出してください。
- 助成金の請求は交付決定日の属する年度内に行ってください。
- 助成後に補聴器購入による効果検証にご協力いただきます。